

成功報酬及び返戻金について（手数料規定）

2024年9月1日より改定

サービスの種類及び内容	手数料額及び負担者
求人受理時（依頼）の事務費用代	2,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【有料職業紹介サービス】	成功報酬 （期限の定めがない雇用契約紹介の場合） 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（想定年収）（内定書や労働条件通知書等）に記載されている額の 30%
	成功報酬 （期限の定めがある雇用契約紹介の場合） 当該求職者の就業後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（想定年収または理論年収）（内定書や労働条件通知書等）に記載されている額の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【有料職業紹介サービスの付加として】	成功報酬 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等）に記載されている額の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算とします。

【返戻金制度について】		
求人者に対して次の通りご対応します	入職後 30日 までに退職した場合	30%

尚、求職者が自己都合以外（本人死亡含む）の理由で退職した場合または求人者による雇止め等については上記の返戻金制度は適用しない。

許可番号27ーユー304250

事業所名Branch Point 株式会社

代表取締役森 正 知